

# 補助金交付の申請から補助金を受け取るまでの流れ

: 申請者の手続き  : 県等の手続き

申請者（建築主の方）は、  
工事請負契約締結・建築確認後、  
**工事着手日前までに、**  
**補助金交付申請書を**  
栃木県木材業協同組合連合会(以下「木協連」)  
に**提出**してください。

詳しくは県ホームページをご覧ください  
か、栃木県林業木材産業課にお問い合わせ  
ください。

## ■申請書類

- ・補助金交付申請書
- ・木拾い表（計画）※住宅に使用する全ての木材
- ・案内図、配置図、各階平面図：A3版に縮小コピー（建築確認申請に提出したもの）
- ・建築確認済証の写し
- ・建築確認申請書の控えの写し（第一面～第五面）
- ・工事請負契約書の写し
- ・施工者の建設業許可通知書の写し
- ・県税事務所の全税目の納税証明書
- ・市町の個人住民税の納税証明書
- ・債権者登録申出書 ※口座情報は誤りのないようご注意ください。（以下は必要に応じて）
- ・交付決定前着手届出
- ・令和元年東日本台風罹災証明書（市町が発行する）
- ・県産石材・伝統工芸品の仕様がわかる書類

県木協連が確認、栃木県（林業木材産業課）が審査し、採択日以降に申請者あて**交付決定通知書**を郵送します。

採択は、**木材使用量の多い順**に行いますが、以下に該当する場合は、**優先的に採択**します。（詳しくはHPをご覧ください）

- ①令和元年東日本台風罹災証明書被交付者
- ②梁・桁に県産出材を使用すること
- ③構造材に森林認証材・JAS材を使用すること

**上棟後、すみやかに上棟報告書**を県木連に**提出**してください。

※上棟予定日45日以内に上棟報告書が提出されない場合、特段の理由がなければ交付決定を取り消すものとします。



県木連が**現地確認**に伺います。  
※検査の立会い等、ご協力をお願いします。

**事業が完了（造作材の施工完了）後、**  
**すみやかに実績報告書**を  
県木協連に**提出**してください。  
提出期限：令和3(2021)年3月12日(金)

## ■実績報告書類 ※事業実績の変更による増額は行いません。

- ・実績報告書
- ・木拾い表（実績）
- ・県産出材証明書、合法木材証明書の写し
- ・写真（県産木材を使用した主な場所）（以下は必要に応じて）
- ・写真（県産石材・伝統工芸品を使用した場所）
- ・施工証明書（県産石材・伝統工芸品に関する）

県木協連が確認、栃木県（林業木材産業課）が検査し、**検査結果の通知**を申請者あて郵送します。

検査結果通知に同封した**補助金請求書**を**提出**してください。



**補助金を口座に振り込みます！**

問合せ先

栃木県 環境森林部 林業木材産業課 木材産業担当 TEL028-623-3277 <http://www.pref.tochigi.lg.jp/>